公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５１号
宮城県石巻市北村字板宮25番地、前住所宮城県東松島市矢本字二反走181番地２
債務者　本田　俊裕
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第５９１号
埼玉県川越市仙波町３丁目32番地３　モア・ステージ川越グランデュール501号室
債務者　小野　進一
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８号
徳島県三好市山城町相川288番地、前住所徳島県板野郡北島町中村字江口７番地３
債務者　髙岡　晶子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添1166番地101
債務者　國吉　直也
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市木場町３丁目４番４号　クリスタルハーモニーＮＯ．34―101号
債務者　末永　義隆
1　決定年月日時　平成26年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３４６号
函館市人見町26番24号
債務者　加茂はつゑ
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
神戸市長田区六番町４丁目１番地の11　市住36―308号
債務者　渡部　陽平
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８８号
神戸市長田区二葉町４丁目２番13―303号
債務者　本田　美香
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８００号
神戸市須磨区神の谷１丁目１番79―503号
債務者　山地　将仁
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３６号
神戸市中央区中山手通３丁目４番６号　エイコー山手プラザ６Ａ
債務者　森田　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３７号
神戸市中央区中山手通３丁目４番６号　エイコー山手プラザ６Ａ
債務者　森田　幸一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４６号
神戸市垂水区多聞町字小東山868番地の789　県住113号
債務者　中村　修司
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７１号
広島市安佐南区東野２丁目13―17―201、申立時の住所広島市安佐南区中筋１丁目18―４―306
債務者　斎藤　靖司
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２２号
広島市中区西白島町27番１―1301号
債務者　名越　祥子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０８０号
札幌市白石区菊水元町８条３丁目２番31号　シティハイムＫ―201号
債務者　川瀬　昭則
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部